

別記
第1号様式

年 月 日

保健所長 様

市町村長名（水道事業体の長）

簡易専用水道設置状況通知書

下記のとおり簡易専用水道の設置を確認しましたので、高知県簡易専用水道等取扱要領第3の1（1）の規定により通知します。

記

建物の名称	所在地	設置者氏名	設置者住所 (電話番号)	施設の概要 (受水槽容量等)	設置年月日

(注) 毎月10日までに前月分を報告してください。

年 月 日

保健所長 様

市町村長名（水道事業体の長）

小規模貯水槽水道設置状況通知書

下記のとおり小規模貯水槽水道の設置を確認しましたので、高知県簡易専用水道等取扱要領第3の1（2）の規定により通知します。

記

建物の名称	所在地	設置者氏名	設置者住所 (電話番号)	施設の概要 (受水槽容量等)	設置年月日

- (注) 1 設置している全てについて小規模貯水槽水道設置票を添付してください。
2 毎月10日までに前月分を報告してください。

年 月 日

保健所長 様

市町村長名（水道事業体の長）

小規模貯水槽水道 変更
廃止 状況通知書

平成 年 月分の小規模貯水槽水道変更及び廃止状況は、下記のとおりです。

記

1 変更

建物の名称	所在地	設置者氏名	設置者住所 (電話番号)	変更年月日 (変更部分)

(注) 添付書類：変更に係る部分の小規模貯水槽水道設置票を添付してください。

2 廃止

建物の名称	所在地	設置者氏名	設置者住所 (電話番号)	廃止年月日

(注) 毎月10日までに前月分を報告してください。

簡易専用水道設置届

年 月 日

高知県 保健所長 様

届出者	住 所			
	フリガナ			印
	氏 名 (名 称)			
	法人にあっては 代表者の氏名			
	電 話 番 号	() -		

次のとおり簡易専用水道を設置したので、高知県簡易専用水道等取扱要領第3の2の(1)の規定により、簡易専用水道設置票を添えて届け出ます。

建築物の名称・種類				
簡易専用水道の所在地				
設 置 者 氏 名				
管 理 者				
使用開始年月日				
受 水 槽 容 量	全容量	m ³	有効容量	m ³
高置水槽容量・基数	基 数	基	全容量	m ³
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物に該当の有無				有・無

簡易専用水道設置票					
建築物の名称・種類①				設置者住所・氏名 (電話番号) ⑦	
所在地②					
利用世帯数③		利用者数④		管理者住所・氏名 (電話番号) ⑧	
受水する水道 事業者名⑤					
建築物の建築年次⑥				使用開始年月日⑨	
設 備 の 概 要					
受水槽の全容量⑩				受水槽の有効容量⑬	
受水槽の材質⑪				受水槽の設置場所⑭	
高置水槽の容量・材質⑫				ポンプの型式・能力⑮	
そ の 他⑯				備考 ⑰	
地 区	番 号	名 称	設 置 者	所 在 地	
検査経過記録欄				改善報告	

第3号様式 施設変更の場合は記入年月日、設置者住所・氏名及び変更部分のみを記入してください。

記入年月日

改善報告の場合は記入年月日、設置者住所・氏名及び改善報告のみを記入してください。

____年 ____月 ____日

小規模貯水槽水道設置票				
建築物の名称・種類①			設置者住所・氏名 (電話番号) ⑦	
所在地②				
利用世帯数③		利用者数④	管理者住所・氏名 (電話番号) ⑧	
受水する水道 事業者名⑤				
建築物の建築年次⑥			使用開始年月日⑨	
設 備 の 概 要				
受水槽の全容量⑩			受水槽の有効容量⑬	
受水槽の材質⑪			受水槽の設置場所⑭	
高置水槽の容量・材質⑫			ポンプの型式・能力⑮	
そ の 他⑯			備 考 ⑰	
地 区	番 号	名 称	設 置 者	所 在 地
検査経過記録欄			改善報告	

建物の位置及び付近見取図⑱		受水槽の構造図㉔	
建物の概略図及び給水系統概略⑲		高置水槽構造図㉕	

第7号様式

簡易専用水道届出事項（設備）変更届

年 月 日

高知県 保健所長 様

届出者	住 所		
	フリガナ		印
	氏 名 (名 称)		
	法人にあつては 代表者の氏名		
	電 話 番 号	() -	

次のとおり簡易専用水道の届出事項を変更したので、高知県簡易専用水道等取扱要領第3の2(2)の規定により届け出ます。

建築物の名称		簡易専用水道の所在地		受水槽の容量	m ³
変 更 事 項					
	変更前	変更後			
変 更 年 月 日					
変 更 理 由					

(注) 施設設備の変更の場合は、簡易専用水道設置票を添付してください。

第8号様式

簡易専用水道廃止届

年 月 日

高知県 保健所長 様

届出者

住 所		
フリガナ		印
氏 名 (名 称)		
法人にあつては 代表者の氏名		
電 話 番 号	() -	

次のとおり簡易専用水道を廃止したので、簡易専用水道等取扱要領第3の2の(3)の規定により届け出ます。

建 築 物 の 名 称			
簡易専用水道の所在地		受水槽の容量	m ³
廃 止 年 月 日			
廃 止 の 理 由			

登録検査機関名 様

保健所長

簡易専用水道届出通知書

このことについて、高知県簡易専用水道等取扱要領第4の規定により次のとおり通知します。
記

1. 設置届・廃止届

設置・廃止の区分	設置者住所・氏名 (電話番号)	建築物所在地・名称	建築物における衛 生的環境の確保に 関する法律第2条 第1項に規定する 特定建築物に該当 の有無	保健所台帳番

2. 変更届

変 更 事 項	設置者住所・氏名 (電話番号)	建築物所在地・名称	保健所台帳番号

- (備考) 1 件数が多いときは、別紙に記入すること。
2 簡易専用水道設置票の写しを添えること。

簡易専用水道書類検査申込書

年 月 日

様

簡易専用水道設置者

住所

氏名

印

連絡先電話

水道法第 3 4 条の 2 第 2 項の検査を受けたいので、関係書類及び検査手数料を添えて申し込みます。

建築物の 名 称		所在地	
管理者氏名		住所	
建築物の 主な用途		設 置 年月日	
建築物環境衛生 管理技術者氏名		免状番号	
受水槽の 有効容量	m^3	高置水槽の有効容量	m^3
水槽の掃除の 実施年月日			

簡易専用水道管理状況書

記入者

	番号	検査事項	判定基準等	管理状況
施 設 の 外 観 検 査 (受 水 槽)	1	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ゴミ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
	2	受水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部及び接合部にすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	
	3	受水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上には、他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の直接上部には、水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
	4	受水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口とが近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	
	5	マンホールの状態	蓋が防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外のものが容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	
	6	オーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網を確認することができ、正常であること。また、網目の大きさは、虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔が逆流の防止に十分な距離であること。	

	7	通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網を確認することができ、正常であること。また、網目の大きさは、虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	
	8	水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔が逆流の防止に十分な距離であること。	
(高置水槽)	9	高置水槽本体の状態	2と同じ。	
	10	高置水槽上部の状態	3と同じ。	
	11	高置水槽内部の状態	4と同じ。	
	12	マンホールの状態	5と同じ。	
	13	オーバーフロー管の状態	6と同じ。	
	14	通気管の状態	7と同じ。	
	15	水抜管の状態	8と同じ。	
(その他)	16	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	
水質の検査	17	臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	
	18	味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	
	19	色	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	
	20	色度	給水栓における水の色度が5度以下であること。	
	21	濁度	給水栓における水の濁度が2度以下であること。	
	22	残留塩素	給水栓における水に検出されること。	
書類検査	23	書類の整備保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図、水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。	

備考

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第10条に規定する帳簿書類に基づき、これらに記載されている給水の管理の状況について記入してください。
- 2 記入に当たっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聴いてください。
- 3 高知県簡易専用水道等取扱要領第9の規定により検査機関が保健所に通報する際には、1及び2にかかわらず、検査の所見に基づき記入してください。

第 12 号様式

(検査日) 年 月 日

(依頼者)

様

検査機関

代表者

印

検査員

印

簡易専用水道検査結果書

水道法第34条の2第2項の規定による貴簡易専用水道の定期検査結果は、次のとおりです。

建築物 検査施設	名称			
	所在地			
設置者	氏名			
	住所			
管理者	氏名			
	住所		担当者	
立会者	氏名		TEL	

施設概要

種類		建築物環境衛生 管理技術者氏名		免状番号				
主用途				竣工年月				
給水方式								
防錆剤使用		滅菌装置使用		利用者数	人・世帯			
				使用水量	m ³ /月			
受水 槽	槽数	有効容量	m ³	高置 水槽等	槽数		有効容量	m ³
	形状	設置場所			設置場所			
	材質				材質			

1 総合判定

--

2 助言・特記事項

--

3. 検査項目

(1) 施設の外観検査

検査事項	判定基準等	判定			
		受水槽		高置水槽	
1 水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1		26	
	清潔であり、ゴミ、汚物等が置かれていないこと。	2		27	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3		28	
2、9 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4		29	
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	5		30	
	雨水等が入り込む開口部及び接合部にすき間がないこと。	6		31	
3、10 水槽上部の状態	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	7		32	
	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8		33	
	水槽のふたの上部には、他の設備機器等が置かれていないこと。	9		34	
4、11 水槽内部の状態	水槽の上床盤の上部には、水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10		35	
	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11		36	
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	12		37	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13		38	
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	14		39	
5、12 水槽のマンホールの状態	流入口と流出口とが近接していないこと。	15		40	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	16		41	
	蓋が防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外のものが容易に開閉できないものであること。	17		42	
6、13 水槽のオーバーフロー管の状態	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	18		43	
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	19		44	
	管端部の防虫網を確認することができ、正常であること。また、網目の大きさは、虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	20		45	
7、14 水槽の通気管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔が逆流防止に十分な距離であること。	21		46	
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	22		47	
	管端部の防虫網を確認することができ正常であること。また、網目の大きさは、虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	23		48	
8、15 水槽の水抜管の状態	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	24		49	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔が逆流防止に十分な距離であること。	25		50	
16 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	51			
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	52			

(2) 水質検査

検査項目	判定基準等	判定	
17 臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	53	
18 味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	54	
19 色	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	55	
20 色度	給水栓における水の色度が5度以下であること。	56	
21 濁度	給水栓における水の濁度が2度以下であること。	57	
22 残留塩素	検出されること。(mg/L)	58	

末端給水栓における遊離残留塩素が検出されない場合

高置水槽	mg/L	受水槽	mg/L	直接給水栓	mg/L
------	------	-----	------	-------	------

(3) 書類検査

検査事項	判定基準等	判定	
23 書類 の整理及び 保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかな図面が整理及び保存されていること。(系統図及び各階平面図)	59	
	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかな平面図が整理及び保存されていること。(配置図)	60	
	水槽の清掃の記録が整理及び保存されていること。	61	
	その他必要な帳簿書類が整理及び保存されていること。	62	

(4) 管理記録等

		記録保存		実施日		実施者(委託会社名等)		
水槽の清掃								
異常発生時の水質検査								
	記録	頻度		記録	頻度		記録	頻度
給水設備点検		回/年	飲料水外観検査		回/年	残留塩素測定		回/年

(5) その他

検査事項	判定基準等	判定	
24 その他		63	
		64	

第 13 号様式

簡易専用水道検査実施状況報告書

年 月 日

保健所長 様

検査機関名

代表者名

印

簡易専用水道等取扱要領第 8 の 2 の規定により 月分の検査実施状況を次のとおり報告します。

台帳番号	建築物の名称	建築物の所在地	設置者氏名	備考

(注) 毎月 10 日までに、前月分を報告してください。

年 月 日

保健所長 様

検査機関名

代表者名

印

簡易専用水道検査結果報告書

水道法第34条の2第2項の規定に基づくこのことについて、別紙のとおり衛生上問題があると認められたので、高知県簡易専用水道等取扱要領第9の規定により報告します。

(別紙)

検査実施日	
建築物の名称	
所在地	
設置者氏名	
設置者住所・電話番号	
検査者氏名	
検査を行った結果、衛生上問題があると認められた事項及びその対策助言事項	
衛生上の問題点	
対策助言内容	

(注) 検査結果書の写しを添付してください。

別表

(1) 施設の外観検査

検査事項	判定基準等	判定			
		受水槽		高置水槽	
1 水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1		26	
	清潔であり、ゴミ、汚物等が置かれていないこと。	2		27	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3		28	
2、9 水槽本体の状態	内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4		29	
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	5		30	
	雨水等が入り込む開口部及び接合部にすき間がないこと。	6		31	
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	7		32	
3、10 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8		33	
	水槽のふたの上部には、他の設備機器等が置かれていないこと。	9		34	
	水槽の上床盤の上部には、水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10		35	
4、11 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11		36	
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	12		37	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13		38	
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	14		39	
	流入口と流出口とが近接していないこと。	15		40	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	16		41	
5、12 水槽のマンホール の状態	蓋が防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外のものが容易に開閉できないものであること。	17		42	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	18		43	
6、13 水槽のオーバーフ ロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	19		44	
	管端部の防虫網を確認することができ、正常であること。また、網目の大きさは、虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	20		45	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔が逆流防止に十分な距離であること。	21		46	
7、14 水槽の通気管の状 態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	22		47	
	管端部の防虫網を確認することができ、正常であること。また、網目の大きさは、虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	23		48	
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	24		49	
8、15 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔が逆流防止に十分な距離であること。	25		50	
16 給水管等の 状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	51			
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	52			

(2) 水質検査

検査項目	判定基準等	判定	
17 臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	53	
18 味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	54	
19 色	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	55	
20 色度	給水栓における水が色度5度以下であること。	56	
21 濁度	給水栓における水が濁度2度以下であること。	57	
22 残留塩素	検出されること。 (mg/L)	58	

末端給水栓における遊離残留塩素が検出されない場合

高置水槽	mg/L	受水槽	mg/L	直接給水栓	mg/L
------	------	-----	------	-------	------

(3) 書類検査

検査事項	判定基準等	判定	
23書類の 整理及び保 存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理及び保存されていること。(系統図及び各階平面図)	59	
	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理及び保存されていること。(配置図)	60	
	水槽の清掃の記録が整理及び保存されていること。	61	
	その他必要な帳簿書類が整理及び保存されていること。	62	

(4) 管理記録等

		記録保存		実施日		実施者(委託会社名等)		
水槽の清掃								
異常発生時の水質検査								
	記録	頻度		記録	頻度		記録	頻度
給水設備点検		回/年	飲料水外観検査		回/年	残留塩素測定		回/年

(5) その他

検査事項	判定基準等	判定	
24その他		63	
		64	